広島県報

定期

第92号

発行者　広島県
発行所　広島県総務部総務管理局文書法制室
購読料　月額　2，700円

目次

告示

▽家畜伝染病の発生（二件）……（畜産振興室）……一
▽換地計画に伴う字の区域の変更……（土地改良室）……一
▽解除予定保安林にする旨の通知……（治山室）……一
▽道路の区域変更……（道路河川管理室）……二
▽都市計画の変更……（都市企画室）……二
▽港湾法の規定による臨港地区及び分区の指定（二件）……（港湾管理室）……二

公告

▽都市計画の変更の案（二件）……（都市企画室）……三
▽開発行為に関する工事の完了……（建築指導室）……三
▽土地改良区の定款変更の認可……（福山地域事務所）……四

公安委員会告示

▽遊技機の型式の検定の告示……四

告示

広島県告示第九百九十一号

家畜伝染病が次のとおり発生した。

平成十八年十二月四日

広島県知事　藤田雄山

広島県告示第九百九十二号

家畜伝染病が次のとおり発生した。

平成十八年十二月四日

広島県知事　藤田雄山

発生番号	病名	畜種	種類	年齢	頭数（羽）	決定年月日	転帰	発生地	その他参考となるべき事項
二二	ヨーネ病	牛	ホルスタイン	五歳	一頭	平成一八年一一月二一日	殺処分	広島県広島市佐伯区湯来町伏谷一三二一	

広島県告示第九百九十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、福山市所在の次の表の上欄に掲げる字の区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨、福山市長から届出があった。

なお、この字の区域の変更は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十九条の規定によって、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずる。

平成十八年十二月四日

広島県知事　藤田雄山

上欄			下欄		
大字	字	地番	大字	字	
下有地	同道	八六、一三八の一、一三八の二及びこれらの区域に隣接する道路である市有地の全部並びに八七に介在する道路である市有地の全部	下有地		

広島県告示第九百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成十八年十二月四日

広島県知事　藤田雄山

一　解除に係る保安林の所在場所

安芸高田市高宮町羽佐竹字熊谷山・川根字熊谷山（以上二字国有林。次の図に示す部分に限る。）、字天ケ丸二〇〇の二、二〇〇の三、字東深谷四四四の六

二　保安林として指定された目的

水源のかん養

三　解除の理由

農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産部農林整備局治山室及び安芸高田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

広島県告示第九百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県東広島地域事務所建設局竹原支局において、平成十八年十二月十八日までの間、縦覧に供する。

平成十八年十二月四日

広島県知事　藤田雄山

一　道路の種類

県道

二　路線名

上三永竹原線

三　道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
竹原市仁賀町字土居垣内二七九五番地先から竹原市仁賀町字立掛一二四一番一地先まで	旧	三・〇〇～一一・〇〇、一一・〇〇～一二六・〇〇	三、〇八四・〇〇、三、三〇三・〇〇	ダブルウェイ
竹原市仁賀町字土居垣内二七九五番地先から竹原市仁賀町字曽根二六〇七番地先まで	新	四・〇〇～一〇・〇〇	五四二・〇〇	ダブルウェイ（一部廃止）、不用物件延長一、七九六・〇〇メートル
竹原市仁賀町字川井三八八三番一地先から竹原市仁賀町字立掛一二四一番一地先まで	新	三・〇〇～一〇・〇〇	七四六・〇〇	

広島県告示第九百九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によって、広島圏都市計画道路一・四・〇〇六号　安芸府中道路を変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によって、同法第十四条第一項に規定する図書は、広島県都市部都市事業局都市企画室において縦覧に供する。

平成十八年十二月四日

広島県知事　藤田雄山

竹原市仁賀町字土居垣内二七九五番地先から竹原市仁賀町字立掛一二四一番一地先まで	新	一一・〇〇～一二六・〇〇、三、三〇三・〇〇

広島県告示第九百九十七号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十八条第一項及び第三十九条第一項の規定によって、大柿港における臨港地区及び当該臨港地区内における分区を次のとおり指定した。

なお、当該臨港地区及び分区の区域は、同法第三十八条第八項の規定によって、広島県空港港湾部空港港湾事業局港湾管理室及び広島県広島港湾振興局港営課において縦覧に供する。

平成十八年十二月四日

広島県知事　藤田雄山

一　臨港地区の指定

区域	面積（ヘクタール）
江田島市大柿町字畑尻、同町字塩形のそれぞれの一部	〇・九四

二　分区の指定

分区の種類	区域	面積（ヘクタール）
商港区	江田島市大柿町字畑尻、同町字塩形のそれぞれの一部	〇・〇四
漁港区	江田島市大柿町字塩形の一部	〇・五二
修景厚生港区	江田島市大柿町字塩形の一部	〇・三八

広島県告示第九百九十八号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十八条第一項及び第三十九条第一項の規定によって、鹿川港における臨港地区及び当該臨港地区内における分区を次のとおり指定した。

なお、当該臨港地区及び分区の区域は、同法第三十八条第八項の規定によって、広島県空港港湾部空港港湾事業局港湾管理室及び広島県広島港湾振興局港営課において縦覧に供する。

平成十八年十二月四日

広島県知事　藤　田　雄　山

一　臨港地区の指定

区域	面積（ヘクタール）
江田島市能美町鹿川字大矢、同町鹿川字文久新開、同町鹿川字鎌木、大柿町字大附及び同町字水畑のそれぞれの一部	二・七二

二　分区の指定

分区の種類	区域	面積（ヘクタール）
漁港区	江田島市能美町鹿川字大矢、同町鹿川字文久新開、同町鹿川字鎌木及び大柿町字大附のそれぞれの一部	二・三八
修景厚生港区	江田島市大柿町字水畑の一部	〇・三三

公告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によって、広島圏都市計画道路を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によって、都市計画の案を縦覧に供する。

なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに広島県に意見書を提出することができる。

平成十八年十二月四日

広島県知事　藤　田　雄　山

一　都市計画の種類及び名称

広島圏都市計画道路　一・四・〇〇五号海田八本松線

二　都市計画を変更する土地の区域

広島市安芸区中野東一丁目、中野東町字貫道、同町字山根、同町字前山、中野東二丁目、瀬野南町字龍王山、同町字神原、同町字一井木山、上瀬野南一丁目、上瀬野町字長尾山、同町字石神、同町字段之原山、同町字塔之原、同町字神立向山、安芸郡海田町東海田字勝屋、同町東海田字新山、同町東海田字下安井、同町東海田字安井谷、同町東海田字上安井、同町東海田字上大迫、同町国信二丁目

三　都市計画の案の縦覧場所

広島県都市部都市事業局都市企画室、広島市企画総務局企画調整部、広島市安芸区役所農林建設部建築課、海田町建設部都市整備課

四　縦覧期間

平成十八年十二月四日から平成十八年十二月十八日まで

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によって、東広島都市計画道路を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によって、都市計画の案を縦覧に供する。

なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに広島県に意見書を提出することができる。

平成十八年十二月四日

広島県知事　藤　田　雄　山

一　都市計画の種類及び名称

東広島都市計画道路　一・四・二号海田八本松線

二　都市計画を変更する土地の区域

東広島市八本松町宗吉字関平山、八本松町宗吉字長尾

三　都市計画の案の縦覧場所

広島県都市部都市事業局都市企画室、東広島市都市計画課

四　縦覧期間

平成十八年十二月四日から平成十八年十二月十八日まで

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定によって、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

平成十八年十二月四日

広島県知事　藤　田　雄　山

一　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

尾道市栗原町字竹田三五七五番の一部、三五九八番一の一部、三五九九番一、三五九九

番四、三六〇〇番の一部、三六〇一番三の一部

二　開発許可を受けた者の住所及び氏名

尾道市栗原町三五九二番地

島田　温三

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定によって、福山市土地改良区の定款変更を平成十八年十一月二十一日認可した。

なお、この認可について不服がある者は、認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、この認可の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十八年十二月四日

広島県福山地域事務所長　旗　手　清　文

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第101号

次の遊技機は，遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第４号。以下「規則」という。）第６条に定める技術上の規格に適合していると認めるので，規則第９条第１項の規定により告示する。

平成18年12月４日

広島県公安委員会

委員長　髙　須　司　登

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名（住所）	製造業者名（住所）
6P1047	告示の日（平成18年12月４日）から３年間	ぱちんこ遊技機	ＣＲルーニーテューンズＢＩＡ－ＳＦ－Ｔ	株式会社ビスティ 代表取締役　寶田　久治 （東京都渋谷区渋谷三丁目29番10号）	左　同
6P1079	同　上	同　上	ＣＲルーニーテューンズＢＩＡ－ＵＦ－Ｔ	同　上	左　同
6P1077	同　上	同　上	ＣＲルーニーテューンズＢ１Ａ－ＭＦ－Ｔ	同　上	左　同
6S1004	同　上	回胴式遊技機	魁!!男塾	株式会社ロデオ 代表取締役　小宮　隆 （東京都豊島区東池袋三丁目１番１号サンシャイン60）	左　同
6S0760	同　上	同　上	キョウフシンブン	株式会社アリストクラートテクノロジーズ 代表取締役　吉松　俊男 （東京都千代田区東神田二丁目５番12号）	左　同
6S0984	同　上	同　上	パンドラ	同　上	左　同

古紙配合率100%
白色度70%再生紙を使用しています